

バリュープラン定義書  
(バリューほっと<東日本ガスエリア>)

2023年1月19日実施

ヘーベルガス Supplied by 京葉ガス

## 目 次

1. 対象となるお客さま .....	1
2. 適用条件 .....	1
3. 契約の締結等 .....	1
4. 料 金 .....	2
5. 単位料金の調整 .....	2
6. その他 .....	4
[別表1] 料金および消費税等相当額の算定方法 .....	6
[別表2] 料金表1 .....	8
[別表3] 料金表2 .....	10

バリュープラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（京葉ガス導管エリア外版）（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

## 1. 対象となるお客さま

この定義書は、東日本ガス株式会社の託送供給約款で4.5メガジュールエリアに定められている需要場所に適用いたします。

## 2. 適用条件

お客さまは、この定義書にもとづく契約を3（3）に定める契約開始日からその前日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続する場合に、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

## 3. 契約の締結等

- （1）この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- （2）申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- （3）新たにこの定義書にもとづく契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
- （4）当社は、この定義書にもとづく契約を最低利用期間経過前に解約されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書、又は当社の他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日がこの定義書にもとづく契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、建物の改築等のための一時

不使用による場合は、この限りではありません。（（5）において同じ。）

- (5) 当社は、お客さまが当社とこの定義書にもとづく契約の最低利用期間の経過前に同一需要場所で、この定義書にもとづく契約の解約と同時に他のガス料金プラン定義書の適用の申し込みをされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金、又は延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

#### **4. 料 金**

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、(4)に定める支払期日までにお支払いいただきます。
- (4) 支払期日は、小売約款に定める支払期日起算日から起算して30日目といたします。ただし、小売約款に定める支払期日起算日から起算して30日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び5月1日、12月30日）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

#### **5. 単位料金の調整**

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2及び別表3に規定する料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金（1立方メートル当たり）

= 基準単位料金 + 0.080円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

= 基準単位料金 - 0.080円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

71,480円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × 0.9604  
+ トン当たりLPG平均価格 × 0.0393

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

## 6. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

**1. 実施の期日**

この定義書は、2023年1月19日から実施します。

## **[別表 1] 料金及び消費税等相当額の算定方法**

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単  
位料金又は5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料  
金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間  
の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に  
基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29  
日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から1  
1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたし  
ます。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間  
の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格  
に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間  
の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価  
格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間  
の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価  
格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間  
の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基  
づく算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間  
の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基  
づく算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間  
の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基  
づく算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(1円未満の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

## [別表2] 料金表1

### (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、82立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が82立方メートルをこえ、205立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が205立方メートルをこえ、511立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が511立方メートルをこえる場合に適用いたします。

### (2) 料金表

#### ①料金表A (消費税等相当額を含みます)

##### a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	687.97円
-------------------	---------

##### b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	178.81円
------------	---------

##### c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

#### ②料金表B (消費税等相当額を含みます)

##### a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,321.40円
-------------------	-----------

##### b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	147.13円
------------	---------

##### c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,350.04円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	146.78円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,591.80円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.84円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます）

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	7,669.54円
-------------------	-----------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	127.86円
------------	---------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。